



乗って残そう烏山線！未来へつなぐ助成金を交付します

JR烏山線の利用者数の増加を図ることを目的として、市民が利用する際のJR烏山線区間の鉄道運賃を予算の範囲内で助成します。

昨年度の団体利用助成金より助成要件を緩和しましたので、この機会に、自治会、育成会、友人などの団体、グループなどで車窓からの景色をのんびり眺めながら烏山線の旅を楽しんでください。

乗って残そう烏山線！未来へつなぐ助成金交付制度の概要

◆助成期間 4月1日～令和7年3月31日まで（※予算が無くなり次第終了）

◆助成要件 JR烏山線を片道または往復利用する場合で、次のいずれかに該当すること。

- ・3人以上のグループ等での利用
- ・高校・大学入試等のため試験会場への移動
- ・高校等が開催する見学会等へ参加するための移動

◆助成額 鉄道運賃に要した費用のうち、烏山線区間分の全額

◆予算措置 400,000円

※申請の方法等は別紙参照してください。

**乗って残そう烏山線！
未来へつなぐ助成金交付制度**

JR烏山線の利用者数の増加を図ることを目的として、市民の旅行等によるJR烏山線区間の鉄道運賃を予算の範囲内で助成します！
昨年度より皆さんが利用しやすいように助成要件を緩和しました。
この機会に友人や仲間、家族等とぜひご利用ください！

※助成要件
・3人以上のグループ等での利用
・高校・大学入試等のため試験会場への移動
・高校等が開催する見学会等へ参加するための移動

※対象（企業の実利目的に伴う旅行、出張等含む。）、通学、開または地方公共団体が実施する視察・研修、宗教活動、政治活動は対象外。

期間：令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

助成額 鉄道運賃に要した費用のうち、烏山線区間分の全額
※烏山線区間：烏山駅～宝徳寺駅間
例）烏山～宝徳寺間の運賃1,190円の場合、烏山～宝徳寺間の840円を助成

申請方法 助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、旅行等の実施日から起算して30日以内に、乗って残そう烏山線！未来へつなぐ助成金交付申請書等請求書（以下、「交付申請書等請求書」という。）及び関係書類を提出するものとする。なお、団体構成員の全員が未成年である場合は、最新団体の代表者の保護者を交付申請者とする。学校等で利用する際は本校長を交付申請者とする。

1) 普通乗車券等の乗取券の写しまたは全員分の普通乗車券等の写し
2) 団体構成員名簿
3) 申請者名簿の捺印済み捺印欄の写し
4) 申請者は申請書の写し
5) 学校見学会は見学会に行ったことが分かるものの写し
6) 学校主催の場合は、計画書または行程書の写し

※制度の詳細や申請書等請求書及び団体構成員名簿は、那須烏山市ホームページからダウンロードできます。

問合せ先：那須烏山市まちづくり課地域交通グループ ☎0287-83-1151

この件に対する問い合わせ先

まちづくり課地域づくりグループ(4月～地域交通グループ) 電話番号:0287-83-1151

乗って残そう烏山線！ 未来へつなぐ助成金交付制度

J R 烏山線の利用者数の増加を図ることを目的として、市民が利用した際の J R 烏山線区間の鉄道運賃を予算の範囲内で助成します！
昨年度より皆さんが利用しやすいように助成要件を緩和しました。
この機会に友人や仲間、家族等とぜひご利用ください😊

✿ 主な変更点 ✿

- ・市民3人以上から！
- ・受験生応援！
- ・学校主催の行事でも！
- ・片道でも！



期間：令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで



助成要件

J R 烏山線を片道または往復利用する場合で、次のいずれかに該当すること。

- ・3人以上のグループ等での利用
- ・高校・大学入試等のための試験会場への移動
- ・高校等が開催する見学会等へ参加するための移動

1人から申請可

※通勤（企業の営利目的に伴う旅行、出張等含む。）、通学、国または地方公共団体が実施する視察・研修、宗教活動、政治活動は対象外。

助成額

鉄道運賃に要した費用のうち、烏山線区間分の全額

※烏山線区間：烏山駅～宝積寺駅間

例）烏山～宇都宮間の往復1,190円の場合、烏山～宝積寺間の840円を助成

申請方法

助成金の交付を受けようとする団体等の代表者は、旅行等の実施日から起算して30日以内に、乗って残そう烏山線！未来へつなぐ助成金交付申請書兼請求書（以下、「交付申請書兼請求書」という。）及び関係書類を提出するものとする。なお、団体構成員の全員が未成年である場合は、当該団体等の代表者の保護者を交付申請者とする。学校等で利用する際は学校長を交付申請者とする。

- (1) 普通乗車券等の領収書の写しまたは全員分の普通乗車券等の写し
- (2) 団体構成員名簿
- (3) 申請者名義の振込先金融機関の写し
- (4) 受験生は受験票の写し
- (5) 学校見学者は見学に行ったことが分かるものの写し
- (6) 学校主催の場合は、計画書または行程表の写し

※制度の詳細や申請書兼請求書及び団体構成員名簿は、那須烏山市ホームページからダウンロードできます。



問合せ：那須烏山市まちづくり課地域交通グループ ☎0287-83-1151